

令和3年度老人保健健康増進等事業

指定介護サービス事業所等に対する「監査マニュアル（仮称）」の 策定に関する調査研究事業報告書

株式会社 浜銀総合研究所

1. 事業実施結果概要

指定介護サービス事業所等に対する監査は、行政処分を行うことが想定されながらその対応や手続きが適切に運用されていない可能性がある。それを背景に本事業では、全国的に監査の内容を平準化するための監査マニュアル（仮称）を策定することを目的としている。

令和3年度の調査研究では同マニュアルの構成案を取りまとめるために、有識者委員会の開催、インタビュー調査・質問紙調査を行った。

インタビュー調査、質問紙調査の設問項目は「現在の監査・行政処分の実施状況」、「過去の監査業務の手順や経過において苦労した点」、「監査や行政処分に関する評価体制について（有識者委員会等の有無）」、「監査業務の手引書などについて（現時点で利用している監査マニュアル等の有無）」について問う内容とした。

また質問紙調査は都道府県・政令指定都市・中核市（以下、「都道府県等」という。）を対象とする質問紙調査①と、市（特別区含む）・町・広域連合等（以下、「一般市町等」という。）を対象とする質問紙調査②に分けて実施した。

2. 監査マニュアル（仮称）構成案を検討するにあたって

各調査を行った結果、質問紙調査①の対象である都道府県等と、質問紙調査②の対象である一般市町等では、一般市町等の方が監査実績は少ない傾向にあり、かつ監査業務の手引書などについて整備が進んでいないことが分かった。調査結果からは都道府県等と一般市町等では監査に対する問題意識が異なる可能性も示唆され、そのため監査マニュアル（仮称）は、監査実績がない自治体にも参考になる内容とすべきとした。

3. 監査業務における課題

インタビュー調査、質問紙調査の結果から監査業務全体の流れを整理し、そこから監査業務項目ごとに、監査担当者が実際に苦労している・迷っている主な事項や課題を洗い出した。

4. 監査マニュアル（仮称）構成案について

前述の「3.監査業務における課題」内容をもとに「監査マニュアル（仮称）構成案について」において、同マニュアルの構成案を作成した。

5. 参考資料

参考資料については、インタビュー調査結果、質問紙調査①②の結果、また各自治体へ送付した質問紙調査票を掲載している。